

東海北陸地方年金記録訂正審議会（第1回総会）議事録

○日時 平成27年4月13日（月）13：30～15：55

○場所 中産連ビル新館8階会議室

○出席者

山田会長、浅岡委員、飛鳥井委員、磯貝委員、岩田委員、大西委員、大野委員、岡田委員、及部委員、河合委員、北野委員、鬼頭委員、國田委員、佐合委員、高木隆司委員、高木幸仁委員、田中委員、成瀬委員、蜂須賀委員、平野委員、堀田委員、水野委員、村瀬委員、森委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について
- (2) 東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則について
- (3) 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について
- (4) その他

○議事

○打田課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから、東海北陸地方年金記録訂正審議会第1回総会を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の折、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、東海北陸厚生局年金審査課の打田でございます。会長選出までの間、暫時議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の総会は、議事録作成のため録音させていただきますのでご了承願います。

まず、東海北陸地方年金記録訂正審議会委員の人事異動通知書を机上に用意させていただきました。本来であれば、皆さまお一人お一人に直接、手渡しすべきところでございますが、時間の都合もありますことから、ご理解いただきますようお願いいたします。恐縮でございますが、ご確認をお願いいたします。

また、本日、机の上にお配りさせていただきました、開催通知に添付してあります出欠確認用紙にお名前の記入と出席に○印を記して、机の上に置いていただきますようお願いいたします。会議終了後に集めさせていただきます。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。座席表、議事次第に続きまして、資料1 東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿、資料2 地方年金記録訂正審議会規則、資料3 東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則（案）、

そして、会議資料とは別に、皆様方お一人お一人の資料としまして、記録訂正の関係法令、訂正に関する方針などをまとめました青いファイルをご用意させていただいております。資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員に任命させていただきました委員の方々をご紹介します。お手元に配布しております資料1委員会名簿をご覧ください。委員の方々の所属は名簿に記載してありますので、恐縮でございますが、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

浅岡勇夫委員でございます。飛鳥井武委員でございます。磯貝正夫委員でございます。岩田久美子委員でございます。大西國夫委員でございます。大野義豊委員でございます。岡田繁隆委員でございます。及部雅仁委員でございます。河合治彦委員でございます。北野正一委員でございます。鬼頭容子委員でございます。國田武二郎委員でございます。佐合恭治委員でございます。高木隆司委員でございます。高木幸仁委員でございます。田中和美委員でございます。成瀬伸子委員でございます。蜂須賀太郎委員でございます。平野順夫委員でございます。堀田千津子委員でございます。水野正和委員でございます。村瀬憲士委員でございます。森晃委員でございます。山田博委員でございます。以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は、24名でございます。

なお、事務局の出席者につきましては、お手元の座席表に、それぞれの役職と氏名を記載してございますので、そちらをもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、東海北陸厚生局長の岡本より、ご挨拶申し上げます。

○岡本局長 第1回目の東海北陸地方年金記録訂正審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご参集の委員の皆様におかれましては、年金事業の円滑な推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。年金記録の確認、そして訂正につきましては、平成19年6月以降、総務省に臨時、緊急的に設けられました年金記録確認第三者委員会で年金記録の訂正のあっせんとして行われてまいりましたが、昨年6月の法律の改正に伴いまして、恒常的な年金記録訂正手続として、厚生労働大臣に年金記録の訂正を求める制度が整備されました。すでに3月から日本年金機構において訂正請求の受付、調査を開始しております。4月からは訂正事務などを行っていくことになり、総務省の年金記録確認第三者委員会は、一応、業務を終了する見込みであると聞いております。これによりまして、年金記録の訂正請求が新たに国民の皆様の権利として位置づけられ、また、訂正や不訂正の決定に不服がある場合、審査請求や訴訟

手続にも途が開かれることになったわけでございます。

本審議会は、この新たな訂正手続の制度において厚生労働大臣が策定した基本方針と判断基準に従いまして、審議を行って訂正の可否にかかるご意見をいただくということで新設されたところでございます。この訂正、不訂正の判断は厚生労働大臣から権限の委任を受けた厚生局長が行いますが、審議会の審議を経ることで公平性、透明性を担保するというところでございます。

また、審議会委員につきましては、これまで行われてきた記録訂正の可否の判断との継続性を維持する観点から、これまで年金記録確認第三者委員会委員としてご尽力されてきた先生方に、引き続き、ご協力をいただき、新しい審議会の委員として就任していただけるようお願いをしましてまいりましたところ、16名の委員の方に、引き続き就任をしていただき、新たに8名の委員の方を含め、24名の委員の皆様へ今後の審議をお願いすることになりました。就任していただきました委員の皆様へ、厚くお礼申し上げます。

ご承知のように年金制度は、国民の皆様のご誰もが、非常に長期にわたり関わりを持つ制度でございます。仮に年金記録に間違いがあった場合には、個人の給付に大きな影響を与えることになるわけでありまして、厚生労働省においても年金記録の厳格な管理を行うことは当然でございますけれども、その一方で国民の皆様から訂正請求があった場合には、訂正の可否を公平、公正に判断しなくてはなりません。今後、審議会委員の皆様のご意見をしっかりと伺って、国民の皆様からの年金記録の訂正請求に対して、的確に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいとは存じますが、私ども行政として年金記録の訂正に関して公正、公平な判断が行えるよう、国民の皆様の立場に立って、請求事案をご審議いただくことをお願いいたしまして、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

○打田課長補佐 議事に入ります前に、地方年金記録訂正審議会の設置根拠について説明いたします。青いファイルの項番1国民年金法をご覧ください。

まず、第14条の2で、被保険者などに、厚生労働大臣に対して、資格に関する記録や保険料納付状況などに関する記録の訂正を請求できる規定がございます。

次に、第14条の4で訂正を求める請求があった場合、厚生労働大臣は、記録の訂正あるいは不訂正を決定しなければならない、その決定に当たっては、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならないとしています。1枚おめくりいただきまして、第109条の9に、厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任する規定がございます。

地方厚生局長に委任される権限については、政令で定められます。政令につきましては、青いファイルの項番5にあります。国民年金法第14条の4の記録訂正可否の決定について地方厚生局長に委任されています。先ほど説明しました、第14条の4第3項で社会保障審議会に諮問するとされた部分については、第109条の9第3項により、社会保障審議会とあるのは地方厚生局に置かれる政令で定める審議会とされています。4月9日に平成27年度予算が成立し、翌日4月10日に関連する政省令が公布・施行され、地方年金記録訂正審議会が設置されました。

続きまして、本日の会議の成立についてご報告いたします。委員総数24名に対しまして、24名の委員の方にご出席いただいております。お手元に資料2として、地方年金記録訂正審議会規則をお配りしておりますが、その第7条第1項において、「委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない」と規定されております。本日の会議は、その定足数を満たしておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。最初の議題は、「会長の選任について」でございます。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、先ほどの地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。会長の選任につきまして、どなたか、ご意見等ある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○打田課長補佐 大西委員どうぞ

○大西委員 大西でございます。第三者委員会で委員長を長年務めていただきました山田博委員に今回の会長を、お願いしたいと思っております。

○打田課長補佐 ただいま、大西委員から山田委員に会長をお願いしてはどうかとの、ご発言がありましたが、他の委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○打田課長補佐 ご異議なしということで、山田委員に会長をお願いしたいと思っております。山田委員、よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、山田委員には、会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○山田会長 ただいま、当審議会の会長に選任されました山田博でございます。

第三者委員会の方で委員長を務めていた関係上、このように相成りましたが、先ほどのお話にもありましたように、従前は年金記録の確認ということでしたが、法的な整備がきちんとされていなかった、そういう制度から、国民に記録訂正請求権が与えられ、それに対しまして、決定を出さなければいけないという法的な義務ができました。判断することは、三者委員会と同じような内容ですが、法的な根拠を付与されたうえで、改めてこの業務に就かせていただくという意味で気持ちを改めて皆様のご協力をいただいたうえで、この審議会が円滑に進むように努力したいと考えています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○打田課長補佐 ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は、山田会長にお願ひいたします。

○山田会長 それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は、「東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則について」です。お手元の資料2地方年金記録訂正審議会規則の第10条の規定では、「議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」と規定されています。

それでは、この規定に基づきまして事務局から、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則(案)を説明させていただきますので事務局の方お願ひします。

○水上年金審査課長 東海北陸厚生局年金審査課の水上でございます。よろしくお願ひします。

それでは、お手元にお配りしています資料3東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則(案)について、ご説明します。さきほど、会長から、ご説明がありましたように、資料2の地方年金記録訂正審議会規則の第10条に、「審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めること。」となっています。

資料3の運営規則(案)の1ページをご覧ください。まずは、第2条です。第1項で、審議会は会長が召集することとし、第2項でその方法と緊急時の召集、第3項で出席できないときの対応を定めます。

第3条では、会長が議長として、審議会を運営することとします。

第4条です。審議会には6以内の部会を置くこととします。

第5条、諮問の付議についてでございます。第1項で、会長は厚生局長から諮問を受けた場合、部会長の意見を聴いて、付議する部会を決めることができることを規定しています。第2項、第3項では、付議された部会で取り扱うことが不相当と認めるときの取扱について規定しています。

2ページをご覧ください。第6条です。部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができるという規定です。

第7条は委員が議決前に退席する場合に、書面を提出し、会議に諮ったうえ

で書類を受理した場合は、議決に加わることができることを規定したものです。

第8条には、審議会規則第7条第4項に「委員は、自己の利害に関係する議事に参加することができない」という規定がございます。この、「自己の利害」を詳しく規定したのがこの第8条です。

第9条です。「会議は非公開とします。ただし、会長が必要と認めるときは公開とすることができる」こととしています。

第10条に移ります。第10条では、請求者の、意見陳述について規定しています。第1項では、請求者に意見陳述の機会を与えるが、審議会が必要ないと判断したときは、意見陳述の機会を設けないこととしています。第2項で、請求者本人と家族なども出席可能としています。第3項で、意見陳述する場所は、審議会の場と、それ以外でも可能としています。第4項では、審議会開催地以外の地で意見陳述を行う場合には、会長が指名する委員に行わせることができるとしています。意見聴取は、審議会が行うことになっていますので、委員が対応することになっております。第5項には、第4項による意見聴取を行った際には、要旨を記載した書面を作成して、審議会に報告することを規定しています。

第11条ですが、これは、運営規則第10条と同じく、事業主などから口頭での説明を求めることについて規定しています。第2項以下、審議会の場以外でも可能と規定して、第10条と同様、その場合の対応を規定しています。

第12条では、議事要旨を作成し、公開すること、議事録を作成し、会長と委員2名が署名するといったことを規定しています。

第13条では、答申は、書面をもって行うことと、その書面への記載事項を規定しています。

第14条では、諮問の取り下げがあったときは、答申する必要がないことを規定しています。

第15条では、この運営規則を部会にも適用するため、読替規定を設けています。

最後に第16条です。「この、運営規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める」としています。

以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則（案）の説明でした。

○山田会長 どうもありがとうございました。今いろいろと条文についてご説明いただきましたが、委員の皆さまから、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。

ございませんか。

○山田会長 従前の委員会の進め方と、だいたい似たような感じでしょうか。

○水上年金審査課長 厚生局長が処分案を作成いたしまして、それを諮問いたします。それを部会の方で審議をいただきまして答申する流れになっているところが多少違いますが、部会での審議内容は同様と思っています。

○山田会長 従前、委員会での決定という言葉を使っていたと思うのですが、答申ということになるのですか。

○水上年金審査課長 はい、答申をいただきまして、最終的には厚生局長が決定することになっております。

○議員委員 第12条に議事要旨等とあるところに署名とあるのですが、第三者委員会のときは署名も何もしなかったのですが、今回は部会が開かれるごとに署名する必要があるのですか。

○水上年金審査課長 はい、そうです。第15条にも第12条が入っております、この総会だけでなく、部会にも適用されることとなっております。審議会・部会でも署名が必要です。

○蜂須賀委員 運営規則第15条に第12条4項は除くとあるのですが。

○水上年金審査課長 失礼しました。議事録の署名は総会だけです。部会での署名は不要です。

○都甲年金管理官 すみません。追加で説明させていただきます。議事録は総会、部会ともに作成します。総会の議事録につきましては、2名の委員のご署名と会長のご署名をいただくことになっていますが、部会の議事録については、書面で作成しないことを考えています。音声録音で対応し、録音したものを部会の議事録とすることを予定しています。

○山田会長 運営規則には、その旨を書かなくていいですか。それとも書かれていますか。

○水上年金審査課長 音声での保存ということでしょうか。

○山田会長 この運営規則だと署名しなければいけないように思うのですが。

○水上年金審査課長 そこにつきましてはさきほど蜂須賀委員から指摘がありましたように、第 15 条に読み替え規定があり、第 12 条第 4 項を除くとなっておりますので、署名人については部会の場合、必要ないこととなります。

○議員委員 今の山田会長の質問は第 12 条第 3 項で議事録を作成するとなっているが、普通、議事録というと紙に書いたものを議事録と認識しているのだけでも、録音を議事録として大丈夫ですかという質問だと思います。

○山田会長 私のほうもよくわかりません。

○都甲年金管理官 すみません、私の方から発言させていただきます。今回この審議会、各ブロックごとに厚生局で立ち上げているところですけど、各ブロック統一的な取り扱いとして部会については音声録音を議事録とするというふうになっております。1つ目の理由は、部会が、それぞれの厚生局ごとに数部会あって、それぞれの議事録として作成する場合、テープ起こしには時間的な問題が非常に大きいことがあげられます。それと手間がかかり、費用もかかるので、全国統一的に部会の議事録は音声によるという取り扱いを予定しています。

○山田会長 発言の趣旨はわかりますが、ただ部分的に合うのか気になったのですが、内容としては案のとおり決めて、音声の部分について、もしなにか規則の部分で問題があれば、また後日必要に応じて変更や検討をしていくこととします。

現在はこの案で了解することよろしいでしょうか。

○飛鳥井委員 すみません、細かいところですが、口頭意見陳述は、本人ではなく代理人のみ出席でもありうるのか。それとも、口頭意見陳述はあくまで面談であるとして電話での意見陳述の方向は考えていないのか。この2点についてお尋ねしたい。たとえば本人が病気等で出席できなくて、その配偶者が単独で出てくるなどそういう場合、これを見たかぎり読めない。代理人だけで行うことを認めているように思えない。この書き方だとあくまで面談だと読めてしまう。電話による口頭意見陳述はありうるのでしょうか。

○水上年金審査課長 質問を2点いただきました。1点目の代理人出席につき

ましては、口頭意見陳述を行う趣旨は、本人の請求申立にかかる記憶を委員の質問によって、本人に有利となる回答を導き出していただく趣旨ですので、やはり代理人より本人が適切と考えます。それと、本人が病気等や障害の場合には電話による方法も考えています。

○國田委員 よろしいですか。今の件に関連して、対象としては東海北陸ですから、富山、石川、福井も入ります。こういった方々の口頭意見陳述をわざわざ開催地である名古屋にきてもらうのは申立人の負担となるため、最近は裁判でも電話会議システムでも行えることから、電話でも可とすると明記されたいかがか提案したい。

○水上年金審査課長 そこについては電話での口頭意見陳述を考えています。詳しい内容は、その他で議論していただく予定ですので、その場に持ち越させていただいでよろしいですか。

○都甲年金管理官 それと追加して東海北陸厚生局というエリアは、富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重という形になります。役所によって東海北陸ブロックの形が違いまして、厚生局の東海北陸ブロックには福井県は含まれません。

○山田会長 それでは代理人だけで出席できるのか、また、出席の代わりに電話での意見陳述も可能かという意見には、この運営規則案にははっきりと書かれていないが、そういったことができる方向で進めていくこととし、もし、これも規則による対応が、必要ならまた検討することとします。

他にご意見はございますか。

特に、ご意見等がないようでしたら、本審議会の運営規則については案のとおり承認し、本日付けをもって会長決定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山田会長 本日の総会において、運営規則案のとおり承認し、本日付けをもって会長決定とします。今後、変更が必要と判断される場合には、別途、お諮りすることとします。

ただいま決定しました本審議会の運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

まず、本日の議題1から議題3までの議事については、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できますので公開とします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により、議事要旨を作成し、会議資料と合わせて東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、第12条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。

なお、第12条第4項の規定により、議事録署名人として、会長である私のほかに、会長が指名する委員として成瀬委員と鬼頭委員の2名を指名させていただきます。成瀬委員と鬼頭委員には、よろしく申し上げます。

続きまして、議題の3番目。本審議会の会長代行、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の指名に入ります。会長代行につきましては、資料2 地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」と定められています。

また、同規則の第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」と規定されています。そして、第6条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」と規定されています。これから、私の方で、会長代行、部会に属すべき委員、それぞれの部会長の指名にあたっての検討を行いますので、暫時休憩といたします。

15分後の14時25分から審議会を再開いたしますので、よろしく申し上げます。

～休憩中～

○山田会長 それでは、14時25分になりましたので、審議会を再開します。さきほどの会長代行、部会に属すべき委員、それぞれの部会長の人選に関しまして、一覧を作成しましたので、事務局は、部会に属すべき委員一覧表を委員の皆さんに配付してください。

ただいま事務局から配付してもらいました部会に属すべき委員一覧表に記載された会長代行、部会に属すべき委員、それぞれの部会長を指名いたします。

会長代行は、國田委員に申し上げます。國田会長代行におかれては、会長に事故があったようなときや、委員の改選期において、会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いします。会長代行、部会に属すべき委員及びそれぞれの部会長の指名は以上です。

今後、東海北陸地方年金記録訂正審議会総会の開催は、必要な都度、私が召集し、各部会の開催は、部会長が召集します。委員の皆さまにおかれては、た

だいま指名いたしました部会長のもとで、東海北陸厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求事案をご審議いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

○山田会長 続いて、4番目の議題「その他」に入ります前に、先ほど、本審議会の議題1から議題3までの議事については、公開と判断しましたが、ここからの議事については、本審議会内の事務手続や運営に関する会長又は部会長の意思決定にかかわるルールが含まれますので、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があると認め、議事及び資料は非公開とします。

《以後非公開》